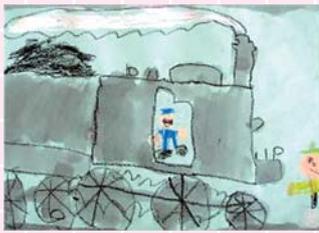


(案)

精華町児童育成計画・精華町次世代育成支援後期行動計画

子どもと家庭、地域はひとつ! にこにこ子育て すくすく精華



平成22年3月

精華町

目
次

■ 計画の策定	1
■ 精華町が考える、子ども・子育ての姿	2
■ 計画の課題	3
■ 計画の目標	6
■ 精華町の取り組み	7
□ 「子ども」を応援する施策	8
□ 「子育て」を応援する施策	12
□ 「地域ぐるみ」で子ども・子育てを応援する施策	16
■ 計画を進めるために	21
□ 資料編	

計画の策定

■ 計画の位置づけ

- この計画は「子どもの権利条約」や「子ども・子育て応援プラン」「次世代育成支援対策推進法」などに基づいて、子どもと子育てを地域社会全体で支える「子育て支援社会」を精華町で実現していくために策定したものです。
- まちづくりの児童育成部門の計画にあたり、関連する諸計画と連携を図りながら、ノーマライゼーションの理念を踏まえ、社会の一員として子どもの人権が尊重されるべきことを前提として、有効な子ども・子育て支援の施策展開を図ります。

ノーマライゼーション：障がいのある人や高齢の人など、社会的に不利を負いやすい人びとを当然に包括するのが通常の社会であり、そのあるがままの姿で他の人びとと同等の権利を享受できるようにするという考え方、方法。

関連計画：「精華町第4次総合計画」「精華町第2次保育所づくりの構想」「精華町健康増進計画」「精華町障害者基本計画」「精華町地域福祉計画」「人権教育のための国連10年 精華町行動計画」（平成21年11月時点の既定計画）

- 「精華町児童育成計画・精華町次世代育成支援行動計画（平成17年3月策定）」の前期計画期間終了に伴い、次世代育成支援行動計画に係る内容の見直しを行うとともに、児童育成計画に係る内容の再編と時点更新を行い改定し、後期計画を策定するものです。

■ 計画の期間

- **2010（平成22）年度 から**
- **2014（平成26）年度 まで**

■ 計画の対象

- **0歳～18歳未満の子ども**
- **子どものいる家庭**
- **子どもとその家庭を取り巻く精華町の地域社会全体**

精華町が考える、子ども・子育ての姿

**子どもと家庭、地域はひとつ！
にこにこ子育て、すくすく精華**

精華町は、子どもの健全な成長のために町民のすべてが力をあわせることを『こどもを守る町』宣言（昭和43年制定）として掲げ、まちづくりを進めてきています。

その精神を正しく受け継いで「子どもと子育てを地域社会全体で見守り、支援する」ことを精華町の子ども・子育てを応援する上での基本理念とし、これを「**子どもと家庭、地域はひとつ！ にこにこ子育て、すくすく精華**」のキャッチフレーズで示します。

計画の課題

1

私たちの手で、「子育て家庭相互の支えあい」や「地域ぐるみの子育て」の力が強い精華町としていくことが大切となっています。

- 私たちは、昔から家族と地域の支えのもとで「家庭」での子育てをしてきていますが、全国的な傾向として、子育て世帯がその親の世帯といっしょに住まなくなったり、1世帯が生み育てる子どもの数が少なくなったり、ライフスタイルが多様化したり、また、社会全体で高齢化が進んだりすることで、家庭や家族のようすが変わってきました。
 - その結果、「子どもを育てる」ということを、家庭だけで行うことがどうしても難しくなっており、近所での子どもへの自然なあいさつや声かけがみられなくなるなど、「地域のつながり」や「地域全体で子どもと子育てを見守る力」も弱まってきています。
 - 児童虐待、いじめ問題の深刻化、不登校や引きこもりの増加、子どもの学力・体力の低下、フリーターやニートあるいは若年失業者の増加、子どもが被害者・加害者となる事件の増加など、今日の子どもと子育てに関係する様々な社会問題も、こうした変化と少なからず結びついていると考えられます。
- 児童虐待 (child abuse) :** 「abuse」は不適切な扱い、誤った扱いを意味する。全国で相次ぐ児童への虐待行為に対処すべく、2000年に「児童の虐待の防止等に関する法律」が施行。保護者による児童への暴力を指す。暴力行為は主に、身体的・性的・心理的虐待、ネグレクト（保護の怠慢や拒否により健康状態や安全を損なう行為）などに区分される。
- 精華町では、子育て世代を中心とした転入が増えていることから、さらに「地域ぐるみの子育て」の力を高めていくことが求められています。

2

「孤立しない・行き詰まらない子育て」のため、すべての子育て家庭に地域社会との関わりあいをつくっていくことが求められます。

- 計画課題の1と関連して、幼稚園や保育所を利用せずに子どもを育てている家庭、特に、転入してきて家族や友人とのつきあいがあまりない家庭などでは、主に母親が子育てを抱え込んで孤立し、行き詰まりやすくなります。これは、「育児うつ」や児童虐待などを招きかねない状況です。
- 取り返しのつかない事態を起こさないためにも、訪問相談など、子育て家庭に対して一歩踏み込んだ働きかけをしていくことで、町内のどの子育て家庭も、子育ての悩みを打ち明けたり、子育てから離れてリフレッシュしたり、子育て仲間と交流したりできる時間をもてるようにしていくことが求められます。

3

男性も女性も喜びをもって子育てできる、すべての子どもが自分らしく育つことができる地域社会にしていく必要があります。

- さらに、計画課題の**1**とした内容には、日本社会における男女間の不平等が背景にあって、これまで女性が「家庭生活」や「地域生活」を、男性が「職業生活」を主に担うという社会としてきたことが大きく影響しています。
- 誰もが「家庭生活」「地域生活」「仕事」のバランスのとれた人生を自分の意思で選びとることができる社会づくりのひとつとして、子育てについては、特に男性がこれにもっと関わって、たくさんの喜びを感じていけるように、地域社会全体で応援していくことが求められています。
- また、子どもに対して「女の子だから」「男の子だから」と性別の社会的な立場・役割を押し付けることなく、子どもが「自分らしい生き方」を「当たり前」「自分の意思で選びとって」いける地域社会としていかななくてはなりません。

4

「子育てで頼りになる精華町」として、情報受発信・医療・相談の体制を充実させていくことが求められています。

- 「様々な子育て関連情報が簡単に手に入れられる」ことが望まれており、様々な情報をネットワーク化を進めて自由に利用できるようにしていく必要があります。
- 特に、「子どもが夜間に高熱を出した」などの緊急時に、保護者はどのように行動すればよいのかといった情報については、「いつでも」「すぐに手に入れられる」ことが強く求められています。
- これら情報は、転入世帯が多いという町の特性も踏まえて、町内外から広く利用できるようにしていくことが望まれます。
- また、救急・夜間を含めた小児科医療の体制があること、子育てに関して日常的なことから専門的なことまで気軽に相談できることは、精華町での「子育ての安心」に深く結びついており、こうした体制の充実を図っていく必要があります。

5

多様な保育ニーズ、一人ひとりの子どものニーズに柔軟に対応できるように、保育サービス等を充実させていくことが求められています。

- 一時預かりや託児など不定期の預かり、土曜日・休日や学校長期休業中などの保育、病児・病後児の保育、放課後児童の預かり、障がいのある子どもへの対応など、保護者の就労と育児の両立を柔軟な対応で支援する保育サービスを中心に、その充実が求められています。
- また、保護者と保育士・保護者相互の交流の充実、子どもに関わる施設でのアレルギー児童への対応強化など、子ども一人ひとりのニーズに丁寧に対応していくことが求められています。

6

子どもがのびのびと遊べる安全な公園や、親・子などが気軽につどい交流できる場所が身近に求められています。

- 子どもがのびのびと遊ぶことができ、保護者が安心して子どもを遊ばせておける公園や広場などが身近に求められています。
- 親・子などが気軽に交流できるサロン、天候に左右されず雨天等にも利用できる屋内の遊び場などが望まれています。
- 子どもが使う施設や学校、子どもがよく通る道路などについて、交通安全の確保や防犯の対策が求められています。

計画の目標

課題を踏まえて、「**子どもと家庭、地域はひとつ！ にこにこ子育て、すくすく精華**」の理念のもと、この計画の目標として以下の3つのまちの姿を設定します。

目標1

子どもがたくましく伸びやかに育っていけるまち

様々な生活体験を通じて、子どもが自らの心と体を伸び伸びと自然に成長させていけるような、「子ども」を応援するまちを目指します。

目標2

安心して子どもを生き育てていけるまち

母子保健や保育サービスの充実などにより、子育て家庭の暮らしを適切に支える仕組みが充実した、「子育て」を応援するまちを目指します。

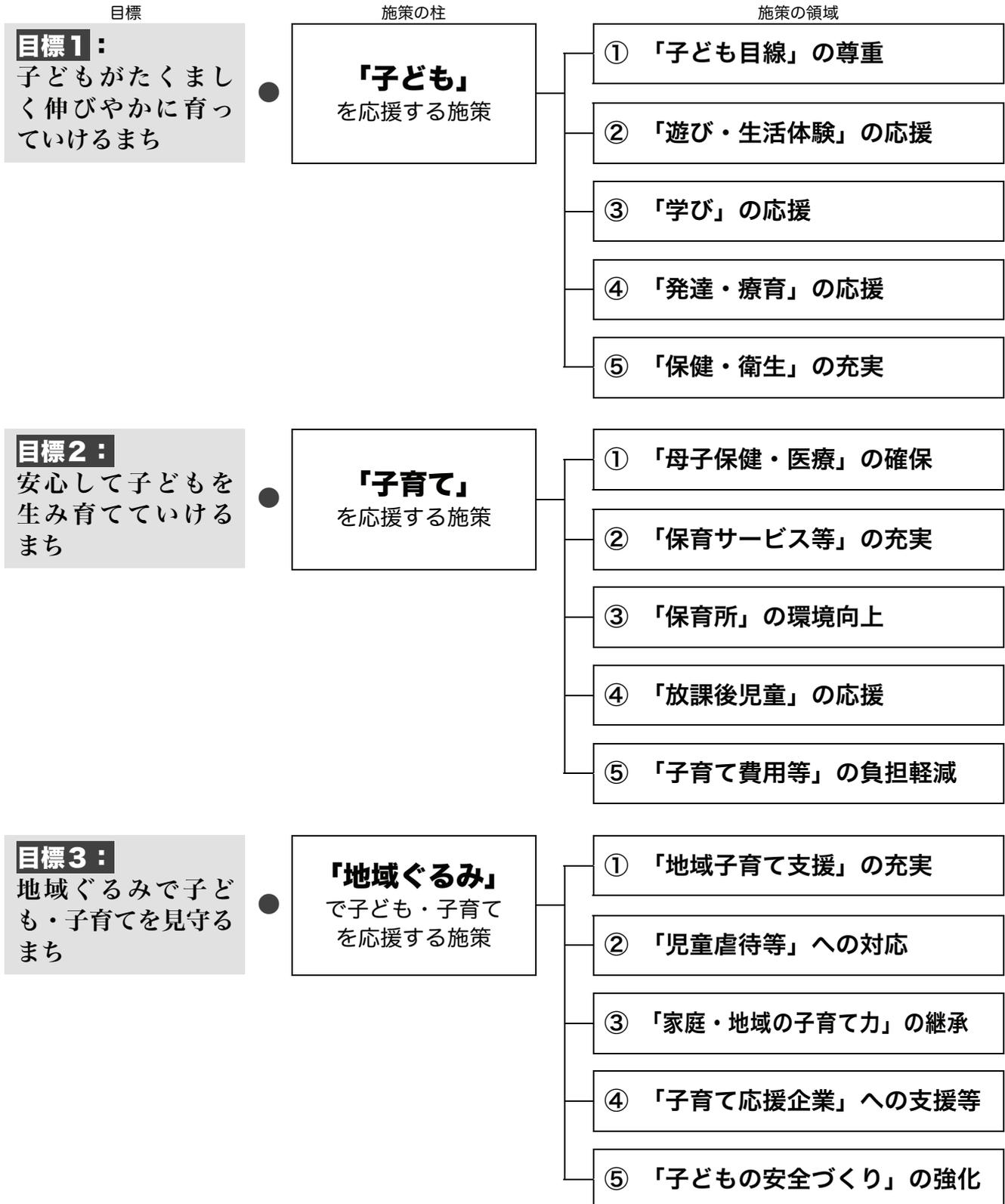
目標3

地域ぐるみで子ども・子育てを見守るまち

「こどもを守る町」宣言を行っている精華町として、地域ぐるみで、子どもの人権を尊重し子どもを守り育てることの責務を担い、子育てを見守るまちを目指します。

精華町の取り組み

各目標に対応し、以下の施策体系のもとで子ども・子育ての応援を図っていきます。



「子ども」 を応援する施策

それぞれの施策の領域の目標



① 「子ども目線」の尊重

目 標 子どもの人権が尊重され、子ども目線のまちづくりが行われている



② 「遊び・生活体験」の応援

目 標 子どもが、地域での充実した生活体験を得て、たくましく遊び、成長している



③ 「学び」の応援

目 標 子どもの豊かな心と生きる力が育まれ、一人ひとりの個性が輝いている



④ 「発達・療育」の応援

目 標 障がいのある子ども一人ひとりに応じた、発達・自立への支援が充実している



⑤ 「保健・衛生」の充実

目 標 学校・家庭や地域における衛生管理等が適切に行われている

① 「子ども目線」の尊重

- 子どもの人権を大切に、その声に耳を傾けながら、子どもが地域社会の次の担い手としての立場から元気いっぱい活躍できるように図るなど、子ども目線を尊重したまちづくりを進めていきます。

施策	概要
子どもの声を聞くまちづくりの推進	子ども議会の開催や様々なまちづくり活動への子どもの参画促進など、まちづくりの主体である子どもが活躍できる機会の拡充を図っていきます。
子どもにやさしい施設整備の推進	子どもが利用する施設や、子どもといっしょに利用する公共公益施設等について、子どもにやさしい環境づくりを進めます。

② 「遊び・生活体験」の応援

- 子どもが、その心と体を育てるかけがえのない時期に、発達段階に応じて遊ぶ、いのちや食の大切さにふれる、文化芸術に親しむ、スポーツを楽しむなどの貴重な生活体験が日常的に得られるよう努め、子ども自らによる“文化”がさらに紡がれ継承されるよう図っていきます。

施策	概要
子どもと親の気軽な遊び場の提供	天候に左右されずに雨天等にも利用できる子どもと親の気軽な遊び場、児童遊園や里山活用型の公園、球技などができるスポーツ施設、青少年の自由な活動に利用できる街角スペースなどの整備を検討していきます。
図書館における児童サービスなどの活動の充実	図書館等において、児童向け図書の充実、読み聞かせなど、子どもが幼少期より本に親しむための取り組みを行っていきます。
いのちにふれる機会の充実	子どもに「親性」を育む取り組みとして、地域生活や学校生活のなかで、小さな子どもとのふれあいの機会を持てるよう図るとともに、適切な時期での性教育を充実させていきます。
食育の推進	地産地消の活動や学校給食等との連携のなかで、正しい食習慣と地域の食文化を子どもに伝える取り組みの充実を図ります。
文化・芸術・科学等にふれる機会の拡充	学校教育を中心とするなかで、幼少期から、子どもが様々な芸術、先端の科学技術、異文化などにふれる機会を増やしていきます。
体育・スポーツ活動の充実	学校教育における体育・スポーツ活動の推進を図るとともに、子ども会やスポーツクラブなどでの活動内容の充実を促していきます。
公共施設の地域活用の推進	学校教育施設、むくのきセンターなど各種公共施設について、地域における活用の促進を図ることにより、地域で子どもが安全に遊べる場所としていきます。
公園や広場の適切な配置と維持管理	公園や広場等を、地域の身近な遊び場として適切に配置するとともに、近隣住民等との協働による管理体制づくりを図っていきます。

③ 「学び」の応援

- 子どもが自らの持つ無限の可能性を開花させていけるよう、まちと地域社会に適切な成長環境を整え、学校・家庭・地域が一体となって、子どもに自然観や就労観・社会観、豊かな心と生きる力を育んでいきます。

施策	概要
総合的な学習や体験学習の充実	学校教育等において、一人ひとりに応じた教育の充実に努めるとともに、地域の資源や人材を活用し、自然体験やボランティア体験等を通じた学びの機会充実を図ります。
「心の教育」の充実	子どもに豊かな人間性を育む「心の教育」の充実を図っていきます。
教員の資質向上のための研修の充実	教員の学習指導力向上のほか、家庭・地域・学校・学校間の連携、あるいは、保健・福祉・教育の連携を強めることを重視して、必要な連絡協議、研修等を行っていきます。
学校間の交流活動の推進	町内外の学校間の交流活動の充実を図ります。
学校評議員活動の充実	開かれた学校づくりの推進を担う学校評議員による活動の充実を促進し、地域と連携した学校運営をさらに進めていきます。
就学前教育体制の充実	未就学児童の成長を、就学前教育・保育の連携のもとで一体的に見守っていきます。

④ 「発達・療育」の応援

- 子ども一人ひとりが持つそれぞれの特徴や個性を尊重した適切な発達支援・療育等に努めるとともに、発達が気になる子どもを養育する家族に対して、必要な相談・支援等を行っていきます。

施策	概要
発達・発育相談の充実	子どもの発達・発育についての保護者の不安を受け止めて養育を支援し、子ども一人ひとりの成長をともに見守っていきます。
療育体系の充実	発達が気になる子どもとその保護者に対する療育・相談支援の体制について、乳幼児期から学校卒業後まで一貫したものとなるよう、関係機関等と連携しながら充実させていきます。
障がいのある子どもの多様な交流活動の充実	障がいのある子どもの情操を育み、障がいのある子どもに対する理解を広めるため、多様な交流活動の機会をつくっていきます。

⑤ 「保健・衛生」の充実

- 子どもの心と体の健康を守るため、「相談できる学校づくり」などの取り組みを進めていきます。特に、喫煙や薬物乱用の予防について、子どもを対象として徹底して行っていくことが求められていることから、未成年者の飲酒防止の取り組みとあわせて、これらのいっそうの強化を図っていきます。

施策	概要
喫煙・飲酒・薬物乱用防止等に関する啓発の推進	学校保健の取り組みを通じて、喫煙や飲酒、薬物乱用などについての啓発を強めていきます。
相談できる学校づくりの推進	子どもの悩みを受け止め、また、心の健康を守るために、学校における相談・指導やカウンセリングの対応を充実させていきます。
保健・衛生指導の充実	学校給食等をきっかけとして、子どもと家庭、地域に対して、保健・衛生の指導・啓発に努めます。
給食の安全管理の徹底	学校や保育所における給食の徹底した衛生管理を行うとともに、町内の各施設において、食物アレルギーなどに適切な対応が確実にできるよう図っていきます。

「子育て」
を応援する施策

それぞれの施策の領域の目標



① 「母子保健・医療」の確保

目 標 母子保健・医療等が整っていて、
子育て家庭に出産・育児への不安がない



② 「保育サービス等」の充実

目 標 各種の保育サービスが充実しており、
安心して働き、子育てができる



③ 「保育所」の環境向上

目 標 常に望ましい保育環境で適切な
保育サービスを提供している



④ 「放課後児童」の応援

目 標 各小学校区に放課後児童の
居場所・活動プログラムがある



⑤ 「子育て費用等」の負担軽減

目 標 子育ての経済的な負担を軽減する
仕組みが適切に運用されている

① 「母子保健・医療」の確保

- 子どもと母親の心と体を守る取り組みを進めて、「母親となること」「子どもを育てること」に伴う不安の軽減を図っていきます。

施策	概要
母子保健サービスの充実	妊娠、出産、乳幼児期の各段階における健診や相談、訪問指導などを行うとともに、母子に対する喫煙・飲酒等の健康への影響についての啓発に努めます。
産前産後のヘルパー派遣の実施	多胎出産や 3 歳未満の児童がいる家庭における妊娠・出産への支援として、産前産後の家事援助ニーズに応えるヘルパー派遣制度を創設します。
「子ども医療」の充実	小児科や救急・夜間医療の確保に努めるとともに、保健・医療機関等の連携強化、医療機関等の情報の充実と適切な提供などを図っていきます。

② 「保育サービス等」の充実

- 「子どもを育てる」こと責任を、家庭や地域で確実に担うなかで、保育ニーズに適切に応える保育サービスを提供できるよう図っていきます。

施策	概要
通常保育等の実施	町内のすべての保育所において、保護者が平日・土曜日の日中に就労のため保育できない子ども（障がいのある子どもを含む）を、保育します。
延長保育等の実施	通常保育の前後に時間を延長して、保育を行います。
一時預かりの拡大	保護者の急病や育児疲れ解消等に対応し実施している一時預かりについて、預かり時間の拡大を図っていきます。
ショートステイ・トワイライトステイの実施	町内の児童福祉施設において、平日の夜間や休日の保護者不在時に、児童を一時的に預かります（トワイライトステイ） また一時的（1 週間以内）に児童を預かります（ショートステイ）
休日・夜間保育の実施検討	休日・夜間の保育ニーズを把握するとともに、広域的なサービスによる対応も視野に入れて実施の検討を行います。
産休明け保育への支援	産休明けから育児休業までの間の子育て支援ニーズに対応して、子育ての意義と社会の仕組みの両面から、望ましい支援を検討し実施していきます。
病児・病後児保育の充実	病後児保育室「ひまわり」において病後児保育を実施しており、今後、病児への対応も検討していきます。
子育てからのリフレッシュ機会の充実	子育て中の保護者に対して、息抜きや他の保護者との交流の機会などをつくっていきます。

③ 「保育所」の環境向上

- 開発動向に応じて増加する保育需要に応じて、保育所の待機児童数ゼロを基本とするとともに、町内の保育環境・保育水準の平準化と向上に努めていきます。

施策	概要
保育所施設・設備の計画的な維持管理・更新	既存保育所について、建替や増改築を含めた、施設・設備の計画的な維持管理・更新を図っていきます。計画期間においては、ほうその保育所とほうその第2保育所の統合による新保育所の建設を行います。
保育所運営の効率化の推進	保育所の運営形態について、ニーズを踏まえた、効率的で柔軟な保育の提供が可能となるよう、検討を進めます。
保育水準の平準化と向上	町内の保育水準の平準化と向上を図るため、研修の充実などによって保育士の技能向上を図ります。

④ 「放課後児童」の応援

- 放課後や週末などにおいて、子どもの健全育成を図るために、遊びや生活の場の確保・充実に努めていきます。

施策	概要
放課後子ども教室の拡充	遊びや学びを通じた、放課後児童の健全育成のためのプログラムの拡充を図ります。
放課後児童クラブの拡充	保護者が就労のために日中に家庭にいない小学生を対象として、放課後児童クラブを実施します。さらなる拡充のため、今後、国の示すガイドラインを踏まえた多様な運営形態等を検討していきます。
障がいのある子どもの放課後支援の拡充	集団を苦手とする子どもなど、すべての子どもが放課後に遊びや生活の場が得られるよう図るとともに、子どもの小学校卒業後にも、保護者が就労を続けられるよう、係る支援の拡充に努めていきます。

⑤ 「子育て費用等」の負担軽減

- 子育て世代にとって、子育てに要する経済的負担を軽減するため、各種手当、医療費助成などの適切な給付を図るとともに、一部について、町独自の給付も行います。
- また、ひとり親家庭や障害のある子どものいる家庭などに対して、生活実態を勘案し、適切な相談・支援を行っていきます。

施策	概要
妊娠・出産等に要する 経済負担の軽減	出産、不妊治療支援などについて、制度に基づく手当を給付します。
医療・保育・教育等に要する 経済負担の軽減	子どもの成長・発達に伴う経済負担について、制度に基づく手当を給付するとともに、子育て支援医療費助成等を行います。
ひとり親家庭などへの支援	制度に基づく手当の支給や福祉医療費助成などと併せて、ひとり親世帯など、それぞれの家庭生活の実態を勘案しながら、適切な相談・支援を行います。
障がいのある子どもと その家族への支援の充実	制度に基づく手当等の支給を行うとともに、将来をともに描きながら行うケアマネジメントのもとで、子どもと家族の自立生活を応援していきます。

「地域ぐるみ」

で子ども・子育てを応援する施策

それぞれの施策の領域の目標



① 「地域子育て支援」の充実

目 標 各地域での子育て支援体制があり、
様々な交流活動が活発に展開されている



② 「児童虐待等」への対応

目 標 児童虐待やDVを未然に防ぎ、
あるいは、早期に対応している



③ 「家庭・地域の子育て力」の継承

目 標 家庭や地域の、子どもを教育する力が
継承されている



④ 「子育て応援企業」への支援等

目 標 町内の企業が積極的に子育てを
応援している



⑤ 「子どもの安全づくり」の強化

目 標 子どもに関わる施設とその周辺の安全が
確保され、防災対策が充実している

① 「地域子育て支援」の充実

- 子どもが生まれながらにして持っている基本的な権利、また、子どもと家庭が置かれている状況を、まち全体で再認識し尊重していきます。
- 精華町の子育て支援の中核支援施設の整備を進めるとともに、従来の地域子育て支援体制を刷新・強化し、小地域ごと、また、まちぐるみの、子育て支援・子育て交流活動の促進を図っていきます。

施策	概要
子ども・子育てへの住民理解の促進	子どもの人権についての啓発を進めるとともに、子どもと家庭が置かれている現状についての住民理解をさらに促すよう取り組んでいきます。
「子どもセンター（仮称）」の整備	情報受発信・相談・サークル等活動支援などの機能を備えた精華町の中核的な子育て支援施設を、ほうその保育所（H23 年度新設開所予定）に併設・整備します。
「子どもセンター（仮称）」運営指針の策定	整備後の施設の有効活用に向けて、住民との協働の取り組みにより、中期的な展開見通しの検討をもとに、運営指針を策定します。
子育てサポートセンターの充実	中核施設の整備を踏まえて、子育てサポートセンターの体系を再構築し、より充実した運営展開を図っていきます。
子育て支援者の育成と連携	子育て地域パートナーの養成を図るとともに、その活動の広がりや連携を中心として、さらに多様な住民の子育て活動への参画・協働を促していきます。
子育て交流活動の促進	育児サークル等の活動の展開支援とネットワーク、保護者会等の活動の活性化、多世代交流サロン活動などを行うと同時に、これら活動への男性参画を促進していきます。

DV (domestic violence) : DV は、直訳的に「家庭内の暴力行為全般」を指して用いる場合もあるが、一般的には「夫またはパートナーからの女性への暴力」を指す。暴力行為は主に、身体的・精神的・経済的・社会的・性的なものに区分される。2002 年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が施行。児童虐待とあわせ、子どもを取り巻く家族病理として捉える。

② 「児童虐待等」への対応

- 児童虐待やDVは、子どもや被害者、さらには加害者までもが、心と体に深い傷を残すという、あってはならないことであり、地域の連帯を強めることによって、未然に防ぐとともに早期の適切な対応を図ります。

施策	概要
児童虐待・DV等への対策ネットの強化	精華町要保護児童対策地域協議会を構成する行政各機関、保健・医療・社会福祉機関や警察、民生委員児童委員、NPOなどのほか、育児サークルや子育てサポーターなどにより、連絡・相談・対策の緊密なネットワークの強化に努めます。
子育て訪問相談の実施	民生委員児童委員・主任児童委員や保健師などが子育て家庭を訪問し、その不安を受け止めることで、密室育児の予防と早期発見、早期対応に努めます。
児童虐待についての意識啓発	「なにが虐待か」「なにがDVか」という基本認識に関する内容をはじめとして、それらの予防と早期発見、早期対応等についての意識啓発に努めます。
虐待等経験者の、出産・育児不安の解消支援	虐待等の被害・加害を経験した人が、出産・子育てにおいて感じる不安に対して、適切な相談やカウンセリングを提供できるよう努めます。

③ 「家庭・地域の子育て力」の継承

- 家庭は、深い愛情の結びつきを前提とした日常生活の基礎単位として、人間関係の基本となる親子の絆を、時間をかけて成立させていく場です。こうした家庭の力、また、地域とともに、子どもに生活習慣や倫理観を育む力を受け継ぎ、さらに高めていきます。

施策	概要
家庭・地域の教育力の継承	家庭や地域の子どもに対する教育力の継承・発展のため、子育て教室や講演会、地域子育て講座などの子育て学習の機会を充実させていきます。
子ども・子育てを見守る地域力づくり	地域のおとなが地域の子どもの顔と名前を知っていることで子どもへの自然な挨拶や声かけがあり、いざという時に隣近所を頼りにできる地域づくりを進めていきます。
青少年健全育成活動の推進	フリーターやニート、若年失業者等への対策も含めながら、青少年健全育成活動の推進を図ります。

④ 「子育て応援企業」への支援等

- ワーク・ライフ・バランスを自らの意思で選択できる、男女共同参画の地域社会をつくっていくため、啓発等を通じて企業に子育ての応援等を広く求めるとともに、ハローワークとの連携のもとで、子育て中からのリカレント支援、就労支援等を図っていきます。

施策	概要
子育て応援企業への支援	子育てへの企業理解・協力についての啓発を進めるとともに、育児休業などが取得しやすいことなどを企業ステイタスとするような企業に対して顕彰・支援等を図っていきます。
リカレント・再就職に関する相談支援の実施	ハローワークと連携して行う、リカレントや再就職に関する相談支援・職業あっ旋の取り組みのなかで、出産や子育てに起因して離職した人への対応の充実を図っていきます。

リカレント (recurrent) : 回帰、還流、循環の意。リカレント教育として 1970 年代に経済協力開発機構 (OECD) が提唱した生涯学習の制度的形態で、職業能力開発、自己実現などの目的により、社会から学習の場へ立ち戻って受ける教育をいう。慣用的には、その目的のため社会・家庭と学習の場を生涯にわたって往復することを大きくリカレントと捉える。

⑤ 「子どもの安全づくり」の強化

- 交通事故や災害、犯罪などから子どもを守ることはおとなの責務であり、「子どもの安全をつくる」「子どもが自らの身を守る力を育む」視点から、地域で一丸となった取り組みを進めていきます。

施策	概要
交通安全と防犯対策の充実	警察など関係諸機関や地域のスクールヘルパーなどボランティア活動と協力・連携しながら、通学路等の交通安全施設や街路灯の整備、子どもに対する交通安全・防犯指導の充実などを図っていきます。
地域防犯体制の強化	子どもを「安全管理しやすい環境に閉じ込める」のではなく「地域の安全を地域で守る」ことを前提とし、地域防犯体制の強化を図っていきます。
地域防災体制の強化	地域防災体制について強化を図り、乳幼児・妊婦など避難行動における要配慮者への対応を進めます。

[施策体系一覧]

施策の柱	施策領域	施策
「子ども」 を応援する施策	「子ども目線」の尊重	子どもの声を聞くまちづくりの推進 子どもにやさしい施設整備の推進
	「遊び・生活体験」の応援	子どもと親の気軽な遊び場の提供 図書館における児童サービスなどの活動の充実 いのちにふれる機会の充実 食育の推進 文化・芸術・科学等にふれる機会の拡充
	「学び」の応援	総合的な学習や体験学習の充実 「心の教育」の充実 教員の資質向上のための研修の充実 学校間の交流活動の推進 学校評議員活動の充実 就学前教育体制の充実
	「発達・療育」の応援	発達・発育相談の充実 療育体系の充実 障がいのある子どもの多様な交流活動の充実
	「保健・衛生」の充実	喫煙・飲酒・薬物乱用防止等に関する啓発の推進 相談できる学校づくりの推進 保健・衛生指導の充実 給食の安全管理の徹底
「子育て」 を応援する施策	「母子保健・医療」の確保	母子保健サービスの充実 産前産後のヘルパー派遣の実施 「子ども医療」の充実
	「保育サービス等」の充実	通常保育等の実施 延長保育等の実施 一時預かりの拡大 ショートステイ・トワイライトステイの実施 休日・夜間保育の実施検討 産休明け保育への支援 病児・病後児保育の充実 子育てからのリフレッシュ機会の充実
	「保育所」の環境向上	保育所施設・設備の計画的な維持管理・更新 保育所運営の効率化の推進 保育水準の平準化と向上
	「放課後児童」の応援	放課後子ども教室の拡充 放課後児童クラブの拡充 障がいのある子どもの放課後支援の拡充
	「子育て費用等」の負担軽減	妊娠・出産等に要する経済負担の軽減 医療・保育・教育等に要する経済負担の軽減 ひとり親家庭などへの支援 障がいのある子どもとその家族への支援の充実
	「地域ぐるみ」 で子ども・子育てを 応援する施策	「地域子育て支援」の充実
「児童虐待等」への対応	児童虐待・DV等への対策ネットの強化 子育て訪問相談の実施 児童虐待についての意識啓発 虐待等経験者の、出産・育児不安の解消支援	
「家庭・地域の子育て力」の継承	家庭・地域の教育力の継承 子ども・子育てを見守る地域力づくり 青少年健全育成活動の推進	
「子育て応援企業」への支援等	子育て応援企業への支援 リカレント・再就職に関する相談支援の実施	
「子どもの安全づくり」の強化	交通安全と防犯対策の充実 地域防犯体制の強化 地域防災体制の強化	

計画を進めるために

この計画は、精華町全体で子どもと子育てを応援するものであり、計画したそれぞれの内容を適切かつ確実に進めていくためには、以下の点が重要となります。

① 子育てを“他人事”にしない

住民には、夫婦間・親同士・地域住民同士などの関係において、互いに手を差し伸べあい、子どもと子育てについてもう一步を進めた“心がけ”が望まれます。

- 家庭や地域が子どもを養育する機能が低下していることが叫ばれているなか、私たちは再び、あるいは新しい形で、その機能を回復していかなくてはなりません。
- そのためこの計画には、すべてのおとなが子どもの人格と権利を尊重することを前提とし、“子どもと子育ての孤立”を生まない地域社会を形づくっていくための諸施策を盛り込んでいます。

② 男女がともに取り組む

精華町には、男女共同参画社会を支えるための保育サービスなどの充実、また、国際的な文化・学術・産業の集積を踏まえた先進的な取り組み展開を図ることが望まれます。

企業には、育児・介護休業制度の定着や労働時間の短縮・弾力化など、子育てをしやすい職場づくりをしていくことが求められます。

- 私たちが実際に就労と子育てを両立させることは、なかなかハードルが高いのが現実ですが、そのハードルを少しでも低くしていくための努力、子育てと仕事の双方に対していっそうの男女共同参画を進めていく努力を欠かすことはできません。

③ 計画の進行を管理する

計画には、施策の目標とその達成を評価するための指標を設定しており、これを地域で共有することで、計画の確実な推進、また、次期計画策定の基礎としていきます。

- なお、次世代育成支援行動計画については、特定 12 項目について事業目標量を設定し、これらを中心に進行管理を図ることが求められることから、施策評価の指標とあわせて次の通り目標数値を定めて事業推進を図っていきます。
- これら計画の進行管理については、精華町次世代育成支援対策地域協議会を中心に行っていくこととします。

**精華町次世代育成支援対策行動計画における、
特定 12 項目の事業の進捗状況と後期計画における方針**

事業項目	前期計画の事業量			後期計画の方針		
	計画策定時	計画目標	実施状況	計画目標	摘要	
	H.16	H.21	H.21	H.26		
通常保育事業	5 か所	6 か所	5 か所	5 か所	目標事業量を達成している(老朽保育所 2 か所の統合・新設に先立ち、ほうその第 2 保育所を休止) 後期計画で目標の上積みはしない。	
トワイライトステイ事業	未実施	1 か所	1 か所	1 か所	目標事業量を達成している。後期計画で目標の上積みはしない。	
ショートステイ事業	未実施	1 か所	1 か所	1 か所	目標事業量を達成している。後期計画で目標の上積みはしない。	
一時預かり事業	1 か所	2 か所	2 か所	2 か所	目標事業量を達成している。後期計画で目標の上積みはしない。	
延長保育事業	4 か所	5 か所	5 か所	5 か所	目標事業量を達成している。後期計画で目標の上積みはしない。	
休日保育事業	—	—	—	1 か所	ニーズを勘案し、後期計画期間において検討する。	
夜間保育事業	—	—	—	—	ニーズを勘案し、後期計画期間においては実施しない。	
特定保育事業	—	—	—	—	ニーズを勘案し、後期計画期間においては実施しない。	
病児・病後児保育事業	未実施	1 か所	1 か所	1 か所	目標事業量を達成している。後期計画では、目標の上積みはしないが、病児対応への拡充を検討する。	
ファミリー・サポートセンター事業	—	—	—	1 か所	ニーズを勘案し、後期計画期間においての実施を検討する。実施に先立ち、事業の担い手の育成を図っていく。	
地域子育て支援拠点事業	ひろば型	未実施	1 か所	1 か所	2 か所	目標事業量を達成している。後期計画では、さらに 1 か所の設置をめざす。
	センター型	未実施	1 か所	1 か所	1 か所	目標事業量を達成している。後期計画で目標の上積みはしない。
	児童館型	—	—	—	—	ニーズを勘案し、後期計画期間においては実施しない。
放課後児童健全育成事業	5 か所	5 か所	5 か所	10 か所	国の示すガイドラインを踏まえて、望ましい集団規模となるよう、実施か所の拡大を図る。	

(それぞれの事業の概要)

通常保育事業	保護者が日中就労のために保育できない就学前の子どもを保育所で保育する（午前8時30分～午後4時30分）	
トワイライトステイ事業	就労などの都合により保護者の帰宅が平日の夜間や休日に不在となり家庭で子ども（小学校修了前まで）の養育が困難になったとき、児童福祉施設などにおいて一時的に子どもを預かる。	
ショートステイ事業	保護者が入院や出張、育児疲れなどの理由で、家庭で子ども（小学校修了前まで）の養育が困難になったとき等に、児童福祉施設等において一時的（1週間以内）に子どもを預かる。	
一時預かり事業	保護者の急病や育児疲れ解消等を目的に、就学前の子どもを一時的に保育所で保育する。	
延長保育事業	通常保育の前後に時間を延長して保育を行う（午前7時～午前8時30分、午後4時30分～午後7時）	
休日保育事業	日曜日・祝日に、保護者が就労のため日中保育できない就学前の子どもを保育する。	
夜間保育事業	保護者の就業形態・就業時間の多様化に対応するため、午後10時まで就学前の子どもを保育する。	
特定保育事業	保護者のパート就労等により家庭での保育が困難な就学前の子どもに対して、一定程度（1か月あたり概ね64時間以上）継続的に保育を行う。	
病児・病後児保育事業	病気回復期にある子ども（概ね小学校3年以下）について、保護者に代わって一時的に保育を行う。	
ファミリー・サポートセンター事業	子どもの預かり等の援助を行いたい者と援助を受けたい者が会員登録し、保育所までの送迎、買い物等の外出時の一時預かり等、子育てについての助け合いを行う。	
地域子育て支援拠点事業	ひろば型	就学前の子ども（主に3歳未満児）がいる保護者に対して保護者同士の交流の場を提供し、子育て不安の軽減や仲間づくりの支援を行う。
	センター型	子育て不安に対する相談・指導や子育てサークルへの支援等、地域の子育て家庭に対する支援を行う。
	児童館型	児童館内で一定時間、つどいの場を設け、子育て支援活動従事者による地域の子育て支援のための取り組みを実施する。
放課後児童健全育成事業	日中、就労のために保護者が家庭にいない小学生（概ね10歳未満）に対し、授業の終了後に指定の場所において、適切な遊びと生活の場を与える。	

